

本章のポイント

第1節 就業をめぐる状況

- 女性の年齢階級別労働力率は「M字カーブ」を描いているが、カーブは以前よりも浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。
- 平成26年の女性の雇用者のうち正規の職員・従業員の割合は43.3%、非正規雇用者の割合は56.7%であり、非正規雇用者が過半数を占める。
- 平成26年の女性の就業希望者は303万人であり、求職していない理由として、「出産・育児のため」、「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれ3分の1ずつを占める。

第2節 雇用の場における女性

- 平成26年における役職者に占める女性割合は、係長級16.2%、課長級9.2%、部長級6.0%であり、上位の役職ほど女性の割合が低い。
- 平成26年における給与所得の男女差は、男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は72.2。

第1節 就業をめぐる状況

(女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の変化)

総務省「労働力調査（基本集計）」によると、平成26年の女性の労働力人口は2,824万人、労働力率は49.2%となっている。

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっている。

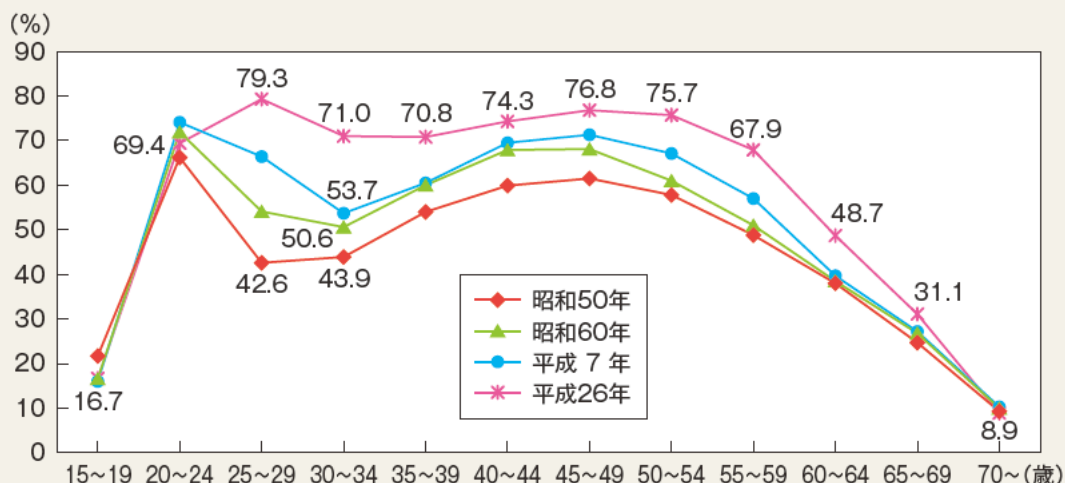
M字の底となる年齢階級も上昇している。昭和50年は25～29歳（42.6%）がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成26年では79.3%と、年齢階級別で最も高くなっている。26年には35～39歳（70.8%）がM字の底となっている（I-2-1図）。

(配偶関係別に見た女性の労働力率)

女性の年齢階級別労働力率を配偶関係別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率より大幅に低くなっている。未婚者の労働力率は20歳代後半をピークに年齢が上がるとともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成7年、26年とも変わらない。

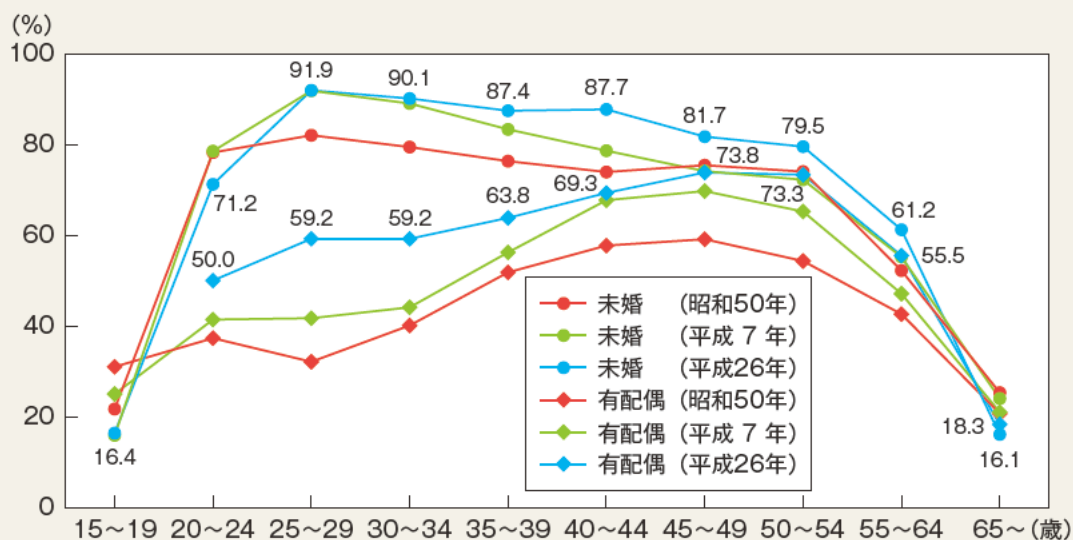
有配偶の女性について、年齢階級別に昭和50年から平成26年までの変化を見ると、20歳代後半及び30歳代前半の労働力率は7年以降大きく上昇している（I-2-2図）。

I-2-1 図 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

I-2-2 図 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 3. 15~19歳有配偶(平成26年)の値は、該当する数値がないため、表示していない。

(国際的に見た年齢階級別労働力率の特徴)

我が国の男性の生産年齢人口(15~64歳人口)における労働力率は、世界でも最高水準にある。年齢階級別に見ると、特に55歳以上において諸外国より高い傾向にある(I-2-3b, d図)。

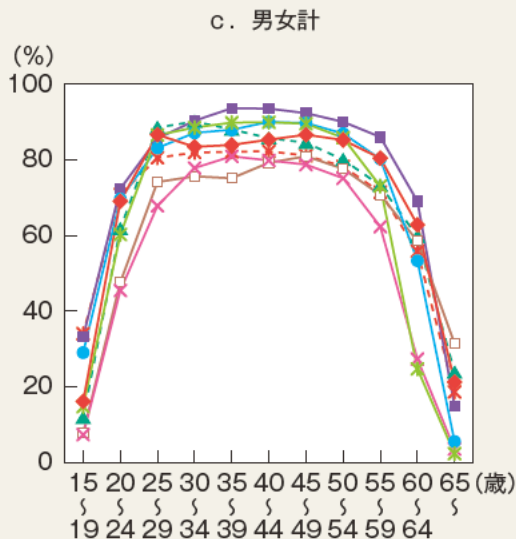
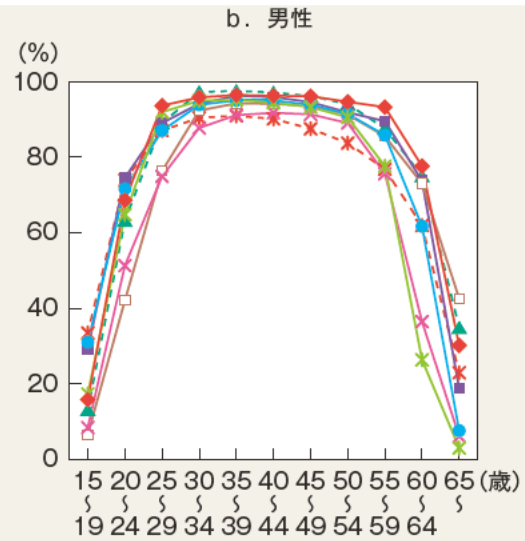
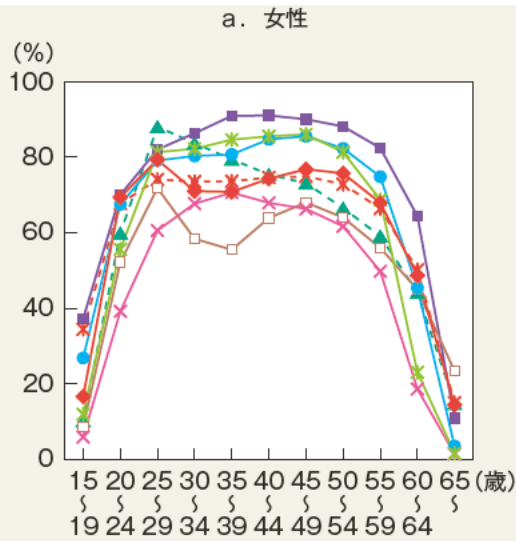
我が国の女性の生産年齢人口における労働力率は米国やフランスとほぼ同水準だが、年齢階級別に見ると、韓国と並んで、30歳代に落ち込みが見られるいわゆる「M字カーブ」

を描いている(I-2-3a, d図)。

男女合計で見ると、我が国の労働力率は、スウェーデン及びドイツに次ぐ水準となっている(I-2-3d図)。

なお、女性の15~64歳の就業率を他のOECD諸国と比較すると、我が国は34か国中16位である(I-2-4図)。

I - 2 - 3 図 主要国における年齢階級別労働力率（男女別，男女計）



凡例 (a~c)

◆ 日本	✱ フランス
● ドイツ	✱ イタリア
□ 韓国	■ スウェーデン
▲ シンガポール	✱ 米国

d. 生産年齢人口（15～64歳人口）における労働力率 (%)

	生産年齢人口（15～64歳） における労働力率			15歳以上人口に占める 65歳以上人口の割合		
	女性	男性	男女計	女性	男性	男女計
日本	66.0	84.8	75.5	32.5	26.4	29.6
フランス	67.0	75.5	71.2	23.3	19.2	21.3
ドイツ	72.5	82.4	77.5	26.0	21.6	23.8
イタリア	53.6	73.4	63.5	26.7	21.6	24.2
韓国	55.6	77.6	66.6	16.7	12.4	14.6
シンガポール	64.5	80.0	72.2	13.5	11.5	12.5
スウェーデン	78.8	83.3	81.1	14.9	14.1	14.5
米国	67.1	78.5	72.7	19.5	16.7	18.1

- (備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。
 2. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成26年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 3. 日本と米国は2014（平成26）年、その他の国は2013（平成25）年の数値。

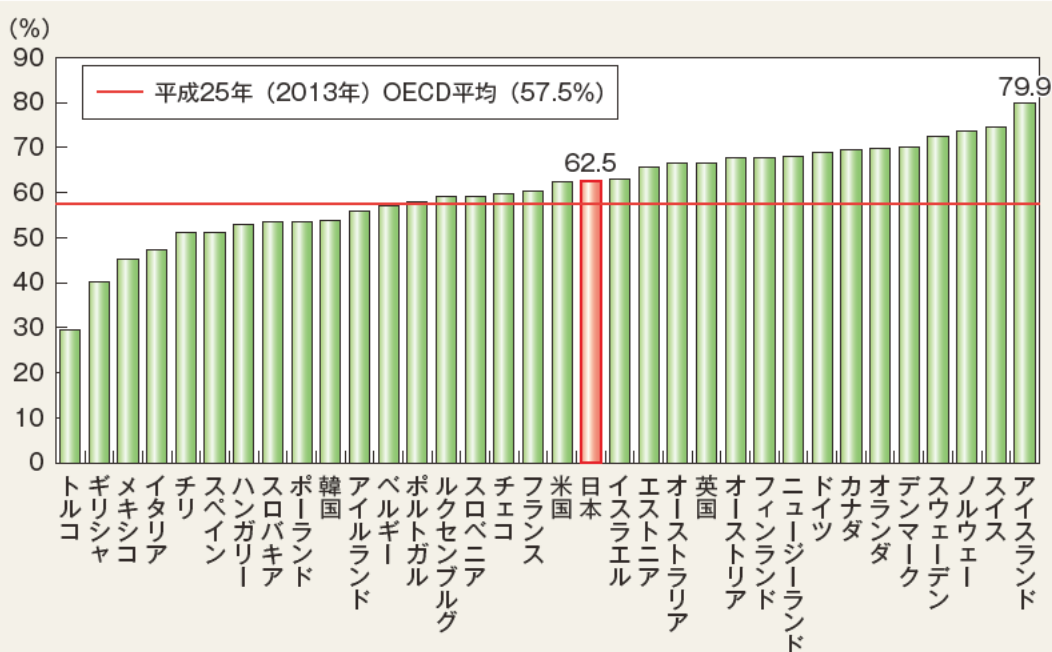
(就業形態の変化)

就業者を従業上の地位別に見ると、男女共に、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業主及び家族従業者の割合は低下傾向にある。平成26年では、就業者に占める雇用者割合は女性で89.3%、男性で87.2%となっている（I-2-5図）。

(非正規雇用者割合の増加)

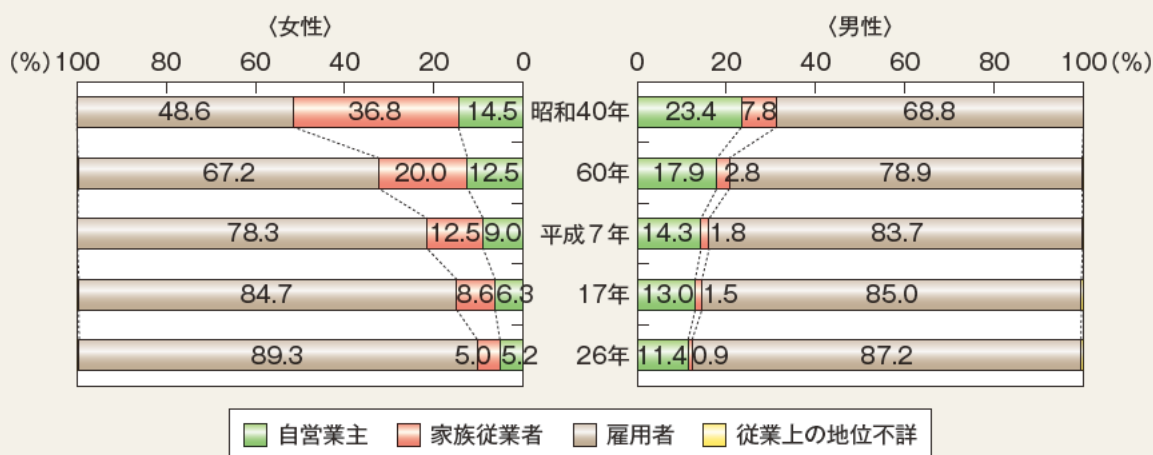
正規の職員・従業員が雇用者全体（役員を除く）に占める割合を男女別に見ると、女性は昭和60年に67.9%であったが、平成26年には43.3%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.6%であったが、平成26年には78.2%に減少している。男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年の32.1%から平成26年には56.7%にまで上昇しており、

I-2-4図 OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（平成25年）



(備考) 1. OECD "Employment Outlook 2014" より作成。
2. 就業率は「15～64歳就業者数」/「15～64歳人口」×100により算出。

I-2-5図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（男女別）



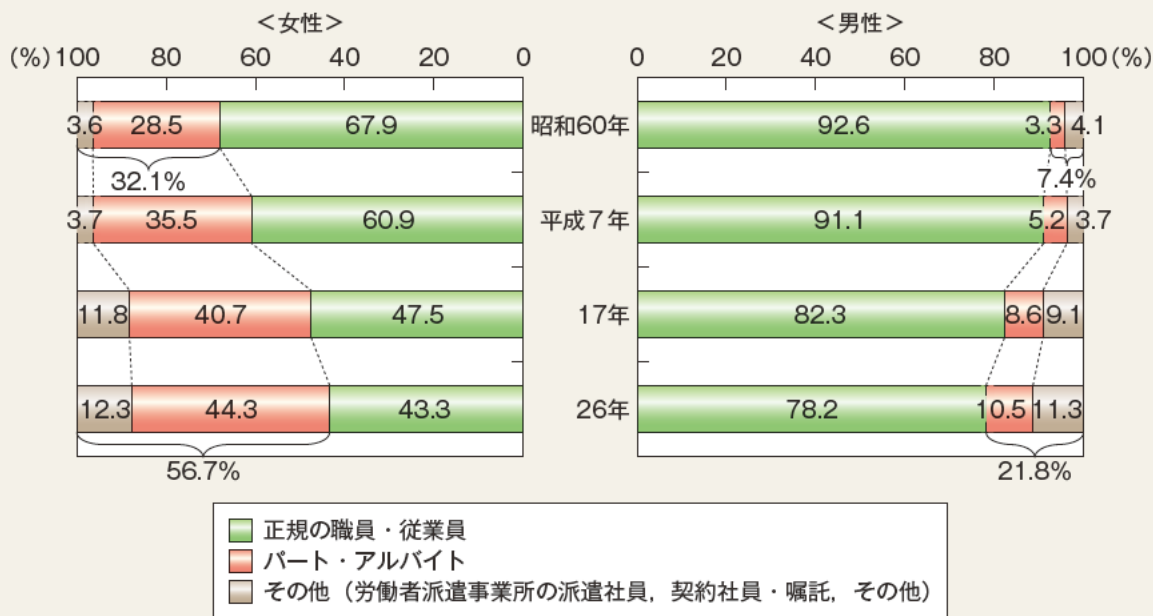
(備考) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

過半数を占めるに至っている（I-2-6図）。

男女別・年齢階級別に、平成16年から26年にかけての非正規雇用者の割合の推移を見ると、男性の25～34歳や男女の55歳以上で特に

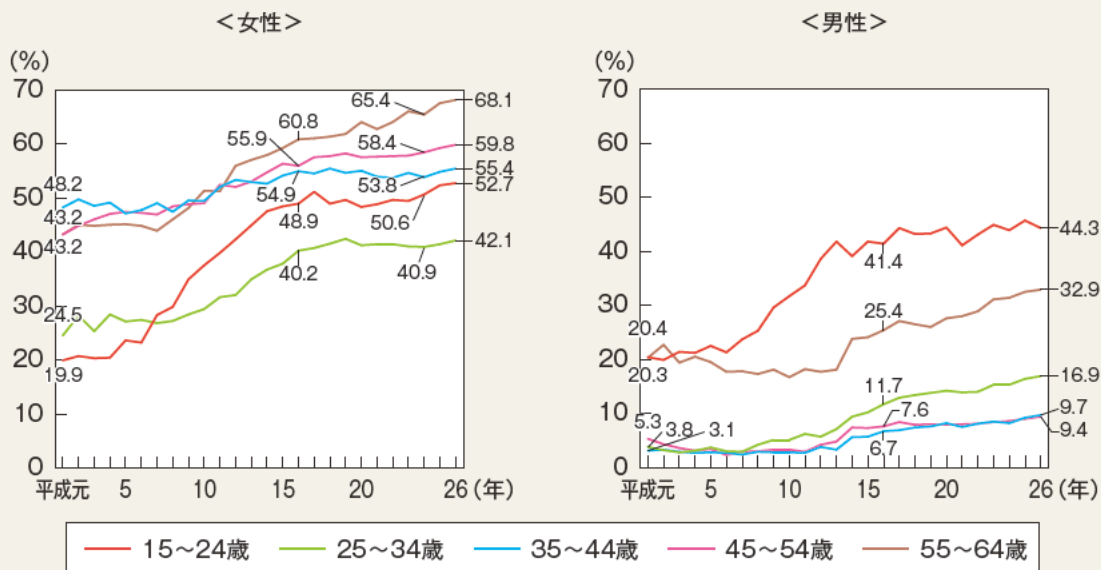
上昇が顕著となっている。また、女性では24年以降、25～34歳を除く全ての年齢階級で非正規雇用者の割合が50%を超えている（I-2-7図）。

I-2-6図 雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移（男女別）



- (備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

I-2-7図 年齢階級別非正規雇用者の割合の推移（男女別）



- (備考) 1. 平成元年から13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 非正規雇用者の割合 = 「非正規の職員・従業員」 / (「正規の職員・従業員」 + 「非正規の職員・従業員」) × 100。
3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

(女性の就業希望者)

総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年）によると、平成26年における女性の非労働力人口2,908万人のうち、303万人が就業を希望している。現在求職していない理由として、「出産・育児のため」及び「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれおよそ3分の1ずつを占めている（I-2-8図）。

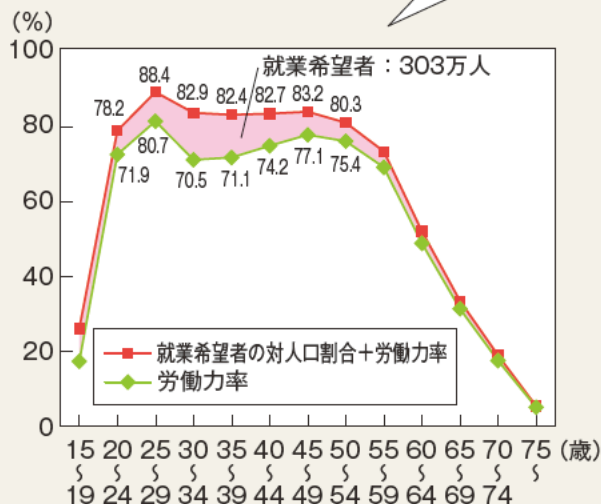
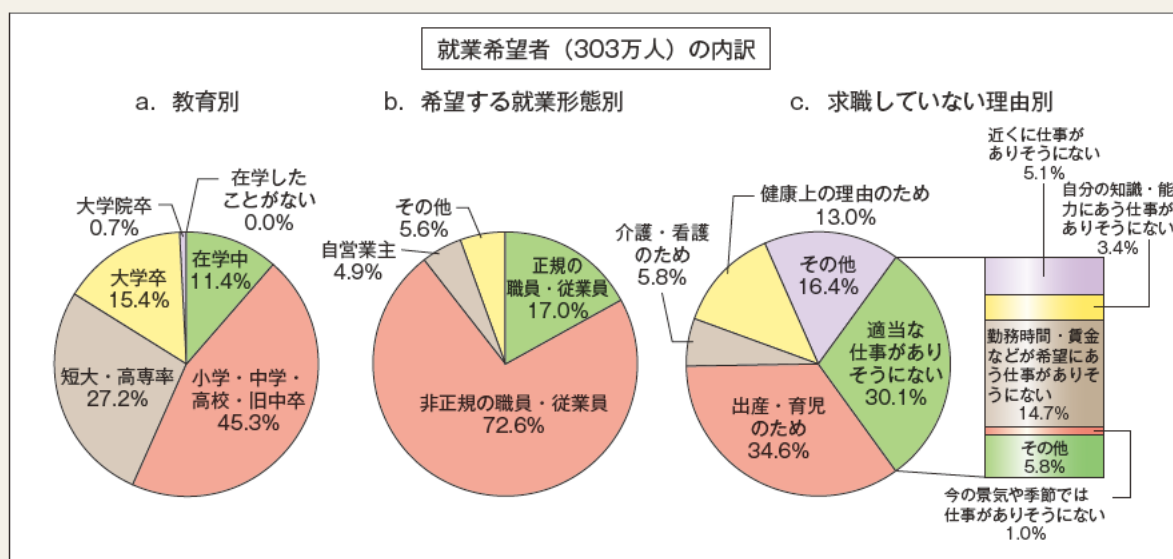
(共働き世帯の増加)

昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。26年には、雇用者の共働き世帯が1,077万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が720万世帯となっている（I-2-9図）。

(性別役割分担意識の変化)

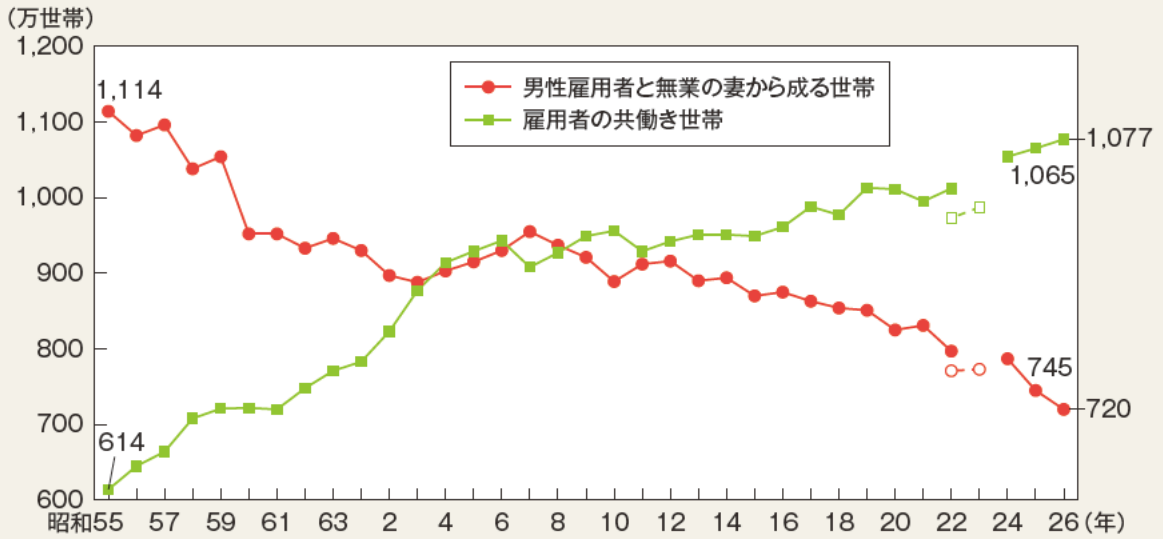
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」+「どちらかといえば反対」）は、平成24年に男女とも初めて前回調査を下回ったが、26年には男女とも再び増加に転じた。26年には、女性は反対の割合が賛成の割合（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）を上回ったが、男性は賛成、反対共に46.5%となっている（I-2-10図）。

I-2-8図 女性就業希望者の内訳（平成26年）



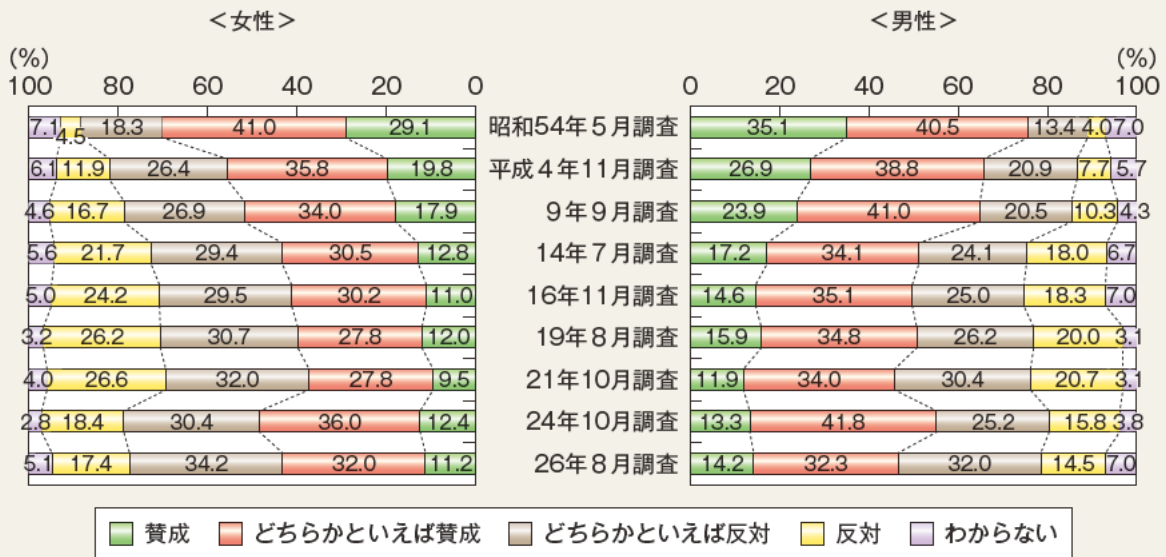
(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年）より作成。
 2. 15歳以上人口に占める就業希望者の割合。
 3. 「自営業主」には、内職者を含む。

I-2-9 図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-2-10 図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(昭和54~平成24年)、「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。

第2節 雇用の場における女性

(雇用をめぐる情勢)

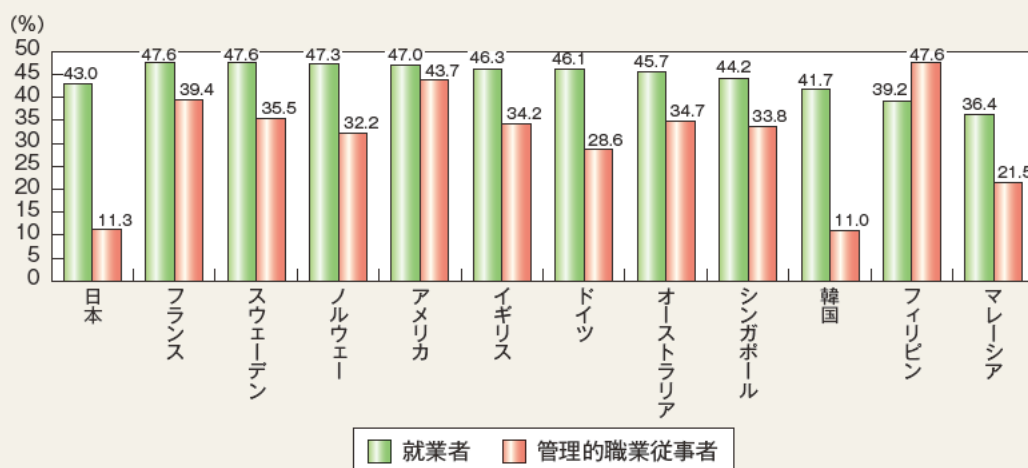
総務省「労働力調査（基本集計）」（平成26年）によると、完全失業者数は236万人（女性95万人，男性141万人）と，前年に比べ29万人の減少となった。完全失業率は3.6%（女性3.4%，男性3.7%）と，前年比0.4%ポイントの低下となっている。

(管理職に占める女性割合の推移)

総務省「労働力調査（基本集計）」（平成26年）によると，管理的職業従事者に占める女性の割合は，平成26年は11.3%であり，諸外国と比べて低い水準となっている（I-2-11図）。

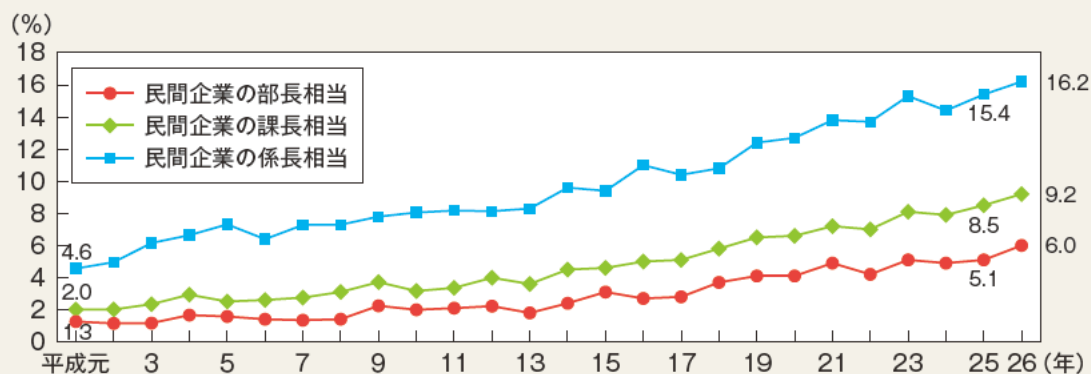
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成26年）で，常用労働者100人以上を雇用する企業における役職者を階級別に見ると，上位の役職ほど女性の割合が低く，係長級16.2%，課長級9.2%，部長級6.0%となっている。なお，いずれも長期的には上昇傾向にある（I-2-12図）。

I-2-11図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性割合



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成26年），独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック 国際労働比較2014」より作成。
 2. 日本は平成26年，その他の国は2012（平成24）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等をいう。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

I-2-12図 階級別役職者に占める女性割合の推移



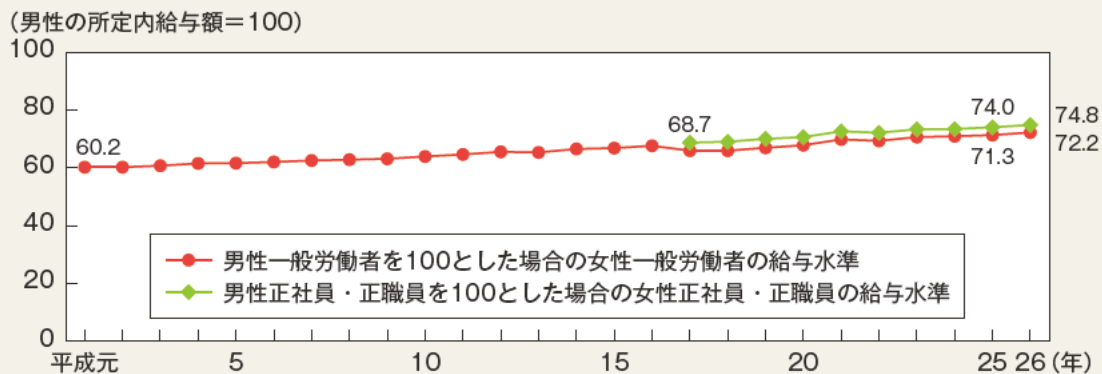
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち，雇用期間の定めがない者における役職者。

(所定内給与における男女差の推移)

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に見ると縮小傾向にある。平成26年は、男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は72.2と、前年に比べ0.9ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は74.8と、前年に比べ0.8ポイント縮小した（I-2-13図）。

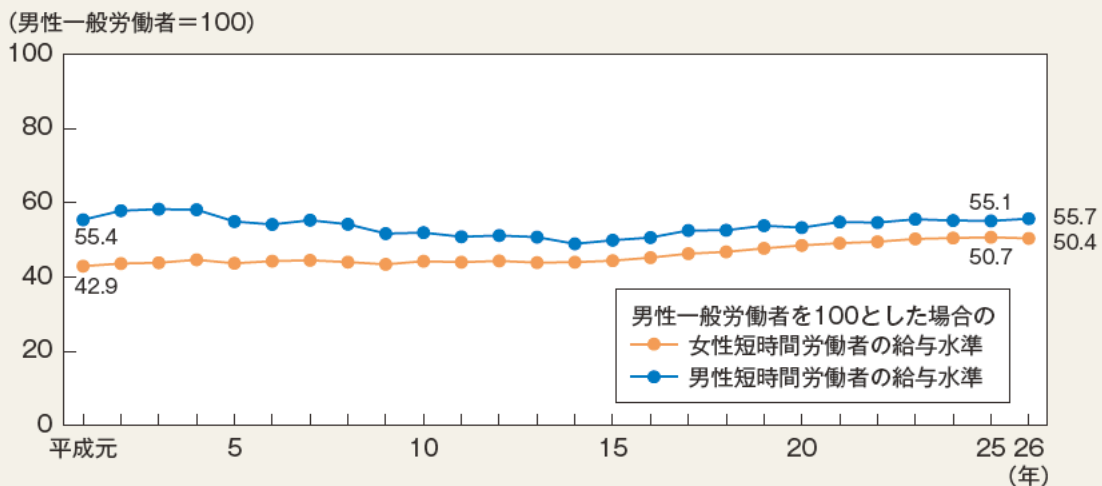
次に、男性一般労働者と男女の短時間労働者の1時間あたり平均所定内給与額の差について見ると、平成26年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性の短時間労働者は55.7、女性の短時間労働者は50.4となっている。女性の短時間労働者と男性一般労働者の所定内給与の差は長期的には縮小傾向にあるものの、26年は前年に比べ0.3ポイント拡大している（I-2-14図）。

I-2-13図 男女間所定内給与格差の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「正社員・正職員」とは、一般労働者のうち事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 4. 男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

I-2-14図 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。
 5. 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除して算出したものである。